

27 建住第 334 号
平成 27 年(2015 年)11 月 24 日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長 様

長野県建設部建築住宅課長

宅地建物取引業法に係る申請に用いる住民票の写しの取り扱いについて（依頼）

日頃より県行政に対しまして御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月からマイナンバー（社会保障・税番号制度に基づく個人番号）の利用が開始されることに伴い個人番号が記載された住民票の写しの取得が可能となります。

しかし、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。）に係る事務は個人番号を利用できる事務に該当しないことから、県は下記の申請において個人番号が記載された住民票の写しを受け取ることはできません。

つきましては、下記の申請にあたっては『個人番号のない住民票の写し』の添付が必要になることにつき、貴協会員の皆様に対する周知にご配慮ください。

記

【住民票の写しの添付を要する申請】

1 宅地建物取引士の資格登録申請及び個人が行う宅地建物取引業の新規・更新免許申請

原則として、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認を行うので、添付の必要はないが、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない場合は、発行日から 3 ヶ月以内の住民票の写しを添付する。

なお、外国人の場合は国籍の記載を含む住民票の写しを添付する。

2 宅地建物取引士の変更登録申請（住所変更）

発行日から 3 ヶ月以内の住民票の写しを添付する。

3 宅地建物取引業の免許において外国人が代表者、取締役、政令使用人、専任の取引士に就任する場合

発行日から 3 ヶ月以内の国籍の記載を含む住民票の写しを添付する。

建設部建築住宅課建築技術係
課長 岩田 隆広
担当 神原 厚 北澤 芳人
電話 8-231-3617(防災)
026-235-7331(直通)
ファクシミリ 026-235-7479
電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp